

令和7年度第2回小金井市放課後子どもプラン運営委員会

日 時 令和7年10月8日（水）午前10時30分～

場 所 前原暫定集会施設 A会議室

出席者 前田委員長、森田副委員長、鈴木委員、堀井委員、多田委員、川原委員、木本委員、高橋委員、鈴木委員、菱戸委員、濱松生涯学習課長、内野庶務課長、鈴木子育て支援課長、平岡児童青少年課長

欠席者 高橋委員、黒木委員、武田委員、三浦図書館長、鈴木公民館長、平田指導室長

傍聴者 1人

1 開 会

【前田委員長】 それでは皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中、令和7年度第2回放課後子どもプラン運営委員会に御出席いただきましてありがとうございます。本日、御欠席の連絡をいただいているのは、小金井市子ども会育成連合会の黒木委員、小金井市校長会の武田委員、三浦図書館長、鈴木公民館長、平田指導室長です。よろしくお願ひいたします。事前にメールでもお伝えさせていただいていると思いますが、今回の議題については、事務局と委員長にて事前に協議を行って選定させていただいておりますので、この流れで進めさせていただきたいと思います。問題ございませんでしょうか。

（「ないです」の声あり）

【前田委員長】 ありがとうございます。

まず、資料の確認をさせてください。お手元に配付資料で小金井市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱（新旧対照表）というものがあるかと思います。これに関しては、議題2で使用する資料になりますので、御確認いただければと思います。

2 議 事

(1) のびゆくこどもプラン小金井について

【前田委員長】 それでは、議事に入っていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず、議事の1番目、のびゆくこどもプラン小金井について児童青少年課長に説明をお願いしたいと思います。

【平岡児童青少年課長】 すみません、まず前回の会議で欠席をしてしまいました大変申し訳ございませんでした。それでは、説明をさせていただきます。もしお手元に前回の資料ののびゆくこどもプラン小金井の抜粋をしたもののがございましたら、御覧になってください。

まず、こちらの表に沿って現状の御説明をさせていただきたいと存じます。まず、この表の見方といたしましては、量の見込みというところがございまして、こちらが小学校の学年ごとに学童の在籍児童数の見込みを量の見込みとしまして、過去4年間の学童の利用希望日数というのを保護者の方から学童お申込みのときに聞くんですけれども、その際に利用したい日数を勘案の上算出した結果というのが、大体毎日利用される方というのが8割というところで数字が出ましたので、そちらで学童の在籍児童見込み数に8割を掛けたものが、こちらの平均利用人数予測というところに数字を書かせていただいております。また、その年度ごとの学童の保育場所の確保の量の目標につきましては、一番下の段の確保の内容として記載をいたしました。

では、順を追って説明をしたいと思います。まず今年度、令和7年度についてでございます。今年度は、4月1日現在の公設、民設合わせました在籍児童数は計画よりも9人増の1,667人となりました。また、今年度は小金井第一小学校のエリアに民設民営学童保育所定員15名の開設を新規に行いました。また、第四小学校内におきましては、教育委員会及び学校の御協力の下、さわらび暫定第三学童保育所定員40名分の開所を行いました。また、緑児童館の活動室におきまして、暫定的な活用ということで、定員25名の居場所の確保を行いまして、目標値である1,240人分を今年度は確保いたしました。来年度の令和8年度につきましては、緑小と小金井第二小学校のエリアである社会福祉法人聖ヨハネ会様の御協力の下に、定員40名の民設民営学童保育所を開所する方向で現在準備を進めております。

しかしながら、当該計画の数字を御覧いただくと分かりますとおり、毎年80人分の新たな学童保育の実施場所を創設しなければならない状況でございまして、来年度はまだ40名分しかめどが立っていない状況でございまして、大変厳しい状況でございます。一部のエリアにつきましては、既に6割を超える学童利用率となっておりまして、放課後の居場所につきましては、学童だけの受皿では難しい状況が正直ございます。特に夏休みの子どもの居場所の確保も課題となっているところでございます。

財政面から申し上げましても、公共施設の全体の総量抑制という観点は市の市政運営としては外せない状況となってございまして、既存施設の活用が求められております。また、府内でのさらなる理解と協力を求めていく次第でございます。

児童青少年課からの説明は以上でございます。

【前田委員長】ありがとうございます。それでは、皆さんから御質問等あればお願ひいたします。

【森田委員】御説明ありがとうございます。前回の運営委員会にてのびゆくこどもプランの御説明の中で、放課後子ども教室の令和7年度から11年度までの事業計画、理解することができました。また今日は市内の学童保育所の利用についても大変よく理解することができました。ありがとうございます。それについてなんですかけれども、今

後の事業計画としてちょっと確認をさせていただきたいところがありまして、すみません、生涯学習課長のほうに伺いたいんですけれども、よろしいでしょうか。

まず、のびゆくこどもプランの抜粋の資料の95ページ目なんですけれども、こちらのほうの放課後子ども教室の確保ということで、令和7年度は1,500回、令和11年度は1,600回となっています。現状、令和6年度の実施回数が1,541回なんですね。一応1,500回を上回る状況なので、各校平均しますと171回実施できています。1,600回といいますと、まずは各校平均すると1,707回程度。現状と比べて6回、7回ほどの増やしていくという計画なんだと思うんですけれども、これはこちらにも書いてありますように、月曜日から金曜日、学校がある放課後をメインに充実して増やしていくという理解で間違いないでしょうか。

【濱松生涯学習課長】生涯学習課長です。基本的には土曜日であるとか休日というところよりも、まずは平日の月曜日から金曜日にやっていただけるようになりましたという、その中でプラスアルファ、少し前のご挨拶の時に申し上げましたけれども、言い方が適切かどうか分からぬですが、今、週5の量の確保というところはできてそれと、今度は質の向上という意味で、例えば、月曜日に今まで校庭遊びだけだったところを、違う文化的なプログラムを入れて、来られる子どもが増えるような、そういう方法ができるのかなというところも含めて、ちょっと伸びの数としても具体的に決めてく、というようなことを念頭には置いていますけれども、ただ、それは当然、皆さんとお話ししていく中で、そうじゃないよねとか、こういうことができそうだよね这样一个があれば、もっと上回ると思いますけどただ、計画を策定した段階でご覧の統計になったのはそういうことだと認識しています。

【森田委員】ありがとうございます。あと、もう一つお伺いしたいことがあるんですけれども、95ページの②です。文章の最後のほうに、また、特別な配慮をする児童への対応は、スタッフを増やすなどの必要な措置を行いますと書いてあります。こちらのほうでちょっとお伺いしたかったのが、スキルアップしたというのは、専門性を必要とされるということになりますでしょうか。

【濱松生涯学習課長】生涯学習課長です。これは、特別な配慮をする児童の定義がなかなか難しいと思っておりまして、問題行動に近いような子であるとか、指示は伝わらないけれどもそこには参加できるとか、両方とも「特別な配慮が必要な子」という表現になってくると思うので、増員をしなければ対応ができないよという子どもに対しては、そういった一定専門性のある方をお願いするような形にはなろうかと思いますし、また、専門の方を配置するときの予算に関しては、たしか東京都のほうからそういう予算、その方に対する単価を上げてもいいという形になりますので、この辺りは実行委員というか、実際に放課後子どもをやられている方々とコミュニケーションになって、対応できる。

【森田委員】ありがとうございます。

私からは以上です。

【前田委員長】ほかございませんか。特段なければ、2番目の議事に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(2) 小金井市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱について

【前田委員長】それでは、続いて議事の2番目、放課後子どもプラン運営委員会設置要綱について、事務局より説明を求めます。お願いいいたします。

【事務局】事務局より説明をさせていただきます。まず、お手元に、放課後子どもプラン運営委員会設置要綱の新旧対照表ありますでしょうか。こちら、現行の条例と改正案のものを比較したものでお話をさせていただいております。今回、かねてより設置要綱に関して、この要綱に関して改正をしたほうがいいんじゃないかという提案が多々ありましたので、これを機に改正をしていく方向で皆様に御提案をさせていただき、皆様の考えもいただければと思いまして、本日の議題とさせていただいております。大まかに、3条の委員会の委員の数の部分、あと内部委員の方々に関する文言を変えたところ、あと、委員さんの任期、今1年なんですけれども、2年とするという延長の方向性というところが大まかな改正の案となっております。

具体的には、今、例えば、社会教育委員からは1名なんですけれども、6地区のほうからは2名だったりと、人数に複数偏りがあるところを一律平均化して1名にするというところと、あと、こちら、7、8、9と実行委員長や統括コーディネーター、あと公募委員の参加というところも入れていくべきなのではないかと思い、追加した次第でございます。

こちらの次のページ、今までこちらの会議、内部委員として、生涯学習課長から子育て支援課長までこのような形で招集をかけるとなっているんですけども、必要があると認めるときに委員外の者に対し出席を求め、意見をまた必要な資料の提出を求めることができるとし、必要な方を必要なときに必要な人数招集することができるという形にして、コンパクト化とともに、ここに書いてなかった方々も呼べるような包括的な文言に変えようかなと思いまして、御提案させていただいております。

あと、任期なんですけれども、こちちは1年で皆様に話し合ってもらっているんですけども、こちちらを2年とすることによって、1年間の積み重ねをさらに2年目に持ち越して、皆様でよりよい話ができるというところになるように改正の案としたほうがよいのかなと思いまして、こちらのほうに提案しています。本日、こちらのところに関して意見等をいただければと思います。

以上となります。

【前田委員長】ありがとうございました。今年度、設置方法についても改正をしていきた

いという背景に関しましては、平成19年、最初の設置要綱を設定したときから情勢がいろいろ変わっております。その状況の中で、行政のほうで市民参加条例とかそういうものが出てきたところと、それにそぐわない状況になっているということを改善するために、今回こういう改正をする方向で考えております。

今ちょっと御説明がありましたが、新旧対照表のほうを御確認いただくと、ポイントは数点あります。まず、全体の委員の妥当性の問題、あとは市民公募になったときに、変更になった新たに招集する人、市民公募の増、そういったところが、30%であるので5名になると。市民公募が5人というところがあつて、これに関しましては内部委員はカウントしませんので、あくまで要綱の1番から11番、ごめんなさい、今、現行の要綱だと8番までですね。6番までですか。校長先生は含むんですか。

【事務局】含んでください。

【前田委員長】分かりました。要綱でいうと、3条の1から8項、副校长先生までが委員の中の内数になります。それに加えて、規定されてしまって、市の職員及び市教育委員会職員という形で現行条例は定められているので、それ以外の方をお呼びすることができないという状況になっております。ですので、具体的な話をして、例えば、放課後子どもの活動の中で市内の公園を使いたい、そういった話のときに、公園を所管されるところの職員の方においでいただくということが現状できないという状況になっております。それを改善するために今回、内部委員の要綱を削り、必要があるときは出席をお願いして説明を聞き、資料を提出していただくということで実行していくと考えております。

委員の任期については、ほか審議会、そういう委員会等の現状を鑑みまして、それに歩調を合わせるという形で、任期を2年とするというふうに考えています。なお、連続して3期を超えないという文言は、市民参加条例に当てはめると3期になってしまふので、この部分をどう解決していくかというところで、こういったところのポイント、そちらの改善について皆さんの御意見を頂戴したいと考えております。資料確認等必要だと思いますので、今から3分ほどお時間を取りたいと思いますので御確認いただければと。

それでは、質問、御意見等ございましたらお願ひいたします。こちらのほうから一言。どういったところがポイントになるかというと、現状、現行の委員でいきますと12名という形になります。それを30%生かすためには、現行の要綱でいくと6名必要という形になります。今回の改正の案の中だと、これが10名になりますので、生涯学習課のほうで設定していただいたのが5名という形になっています。これを、公募委員の数をこのまま5人で進めていくか、また事務的な作業的なものと、実際に集まらないこともありますので、そういうしたもの。例えば、要は選考にならない。応募があった方を全部そのまま受け入れなきゃいけないという状況になり得るよ

うな設定値になっています。10名の中で、この10名をさらに委員を含めまして7名という設定をすると、公募委員が3名という形になろうかと思いますので、この委員会として今後どういう流れにしていくべきなのか、そういうたちょっと転換的なお話になってしましますので、慎重に考えていきたいと思うことと、あと、これに関して今日決を取る予定はございません。継続で審議していただいて、御検討いただく期間が必要かと思います。何か御質問等はございますでしょうか。

どうぞ。

【川原委員】PTAの川原です。これ、基本的なことは、中学生は含まれない、対象は。中学校でも放課後の居場所づくりなどいろいろ進められていると思うんですけども、中学生はこのプランの中には含まれてない……。

【前田委員長】解釈としては、1条の文言を見ていただくと、地域社会において市内に在住する児童・生徒等になっております。生徒というのは中学生にしか使用しない言葉ですから、これは中学生も含まれると考えていいかと思います。

【川原委員】あれば、いつもいろんな委員会の中で、中学校の校長先生とかもいたりするので、小学校長と中学校長の先生とか、中学生の居場所もいろいろ言われているので、中学校の校長先生を今後入れ込んでいくという案は上がってなかつたのかなとちょっとと思いました。

【前田委員長】一応その中で上がってないというか、現行の条例からこちらの新しい条例に変えるときに、新たに項目をすると、また削らなきやいけないという話になるので、今のところ、この中で今、中学校の先生は含まれてない状況で御提案になっていますが、皆さんの御意見で、今、検討の余地があるかなとは思います。

【森田副委員長】多分、今の考え方、すいません、森田委員です。川原さんの御意見としては、ほかにもこういう方を委員としていかがでしょうかという御提案ということでおろしいでしょうか。

【川原委員】小学校校長の校長だけでなく小学校と中学校にすると、あと、その辺は中学校も巻き込んでいかなきやいけないのかなと。

【森田副委員長】ごめんなさい、お話ししてしまっていいでしょうか。

【事務局】はい。

【森田副委員長】担当課のほうでは、現状の委員の皆さんとのところを平均化するということが1つ。あとは主たる、こちらの事業に関与している放課後子ども教室実行委員長と地域学校協働活動の長である統括コーディネーターで所属を増やすことと、市民参加条例に従って公募による市民を入れましょうということで今回の改正の案を提出してくださったと理解しています。なので、それに関して、今まで1から6まで依頼した方々について、継続して委員としてどうかということを含め、新しく別の方ともいうことも検討していくのかなとは思っています。多分限りなく、この事業に関して

関わってくださる方が多ければ多いほどありがたいんだとは思うんですけども、そこをどのように絞っていくか、建設的に事業を進めていくためにいろいろ考えて、どういう方が委員としていらっしゃっていただけるといいのかなということを検討していけたらいいのかなと思います。

続けて質問いいですか。

【前田委員長】どうぞ。

【森田副委員長】すみません。運営委員会、付属機関ということで捉えられているかと思うんですけども、例えば、子ども・子育て会議とか児童館運営審議会など、ほかにも同じような委員会があるかと思うんですが、そういうところでは、ちなみに何人ぐらいの方で、公募委員の方が何名ぐらいとかというのはいかがでしょうか。あと、構成委員ですね。

【事務局】事務局です。今、こちらのほうではないんですけども、生涯学習課が所管しております社会教育委員の会議であると、委員の数は10人、うち公募が3名というところで30%というところを満たしております。

【森田副委員長】ありがとうございます。そうすると、15名というのは結構な大所帯というイメージですね。

【事務局】そうですね。多いか少ないかというのは、なかなかこちらとしては言いづらい部分もあるんですけども、ほかの委員会を見てみましても、5名というところもあるにはあるんですけども、10名程度というところが1つスタンダードなパターンかなといったところがこちらとしては言えるかなというところです。

【森田副委員長】分かりました。ありがとうございます。

【前田委員長】どうぞ。

【鈴木委員】青少年健全育成、鈴木と申します。全然分かってないので基本的な質問なんですが、放課後子どもプランというのは学童プラン名ですよね、かなと思っているんですが、そうではない？ 学童とは違うの？

【濱松生涯学習課長】生涯学習課長ですけども、すごくざっくり説明すると、昔、放課後子どもプランと言われていたものが、今、放課後児童対策パッケージ2025と変わっているんですけども、名称はこのまま残っていて、中身に関しては、基本的に放課後子ども教室であるとかうちでというところは学童保育、そういうところの話のことが書いてある文書という考え方になります。なので、学童保育の話だけではなくて、放課後子ども教室とかも含めて、おおむね小学生の放課後の過ごし方であるとか居場所について考えましょうみたいな文書になっているので、文書が想定している対象者としては、放課後の小学生、ざっくり言うとそういうイメージです。

【鈴木委員】私が質問したかったのは、要するに、学童関係者がいないのかな。現場をよく知っている人間が一番意見があるので、我々ってそんなに現場を知らないですよね。

だから、現場を知っている人が意見を述べる、それを反映するというのがこういう委員会の使命じゃないかなと思うんですけどね。

【事務局】事務局です。今、委員の中には、学童の関係者といったところで、現場を知る者というところは来てないんですけども、職員として児童青少年課長といった、学童を所管する所管課長が職員としていらっしゃっていますし、基本的にはそちらは出席をしていただくという提案でございますので、そちらはここで賄えるかなと思ってます。

【鈴木委員】じゃ、含んでいるということで。

【事務局】そうです。含んでいるといった理解でよいと思います。

【平岡児童青少年課長】児童青少年課長です。実はこれ、私、今初めて見まして、おっしゃるとおり、学童も放課後の居場所の一つであり、皆様にも様々御協力いただきながら運営しているところなので、ぜひ皆様の御意見も伺わせていただきたいと。皆様の御協力を仰ぎながら、放課後の居場所というところも考えていかなくてはと思っていますので、児童青少年課長が委員ではなく、事務局のオブザーバーとして入るのか、その立ち位置については、この会議の運営が、教育委員会が主体なので、私が決めることではなくて大変申し訳ないんですけども、できましたら、何らかの形で学童もこの会議の場で、何か意見を伺う場にいさせていただけたらありがたいと思っております。

【前田委員長】ありがとうございます。委員長からちょっと補足します。現場レベルでは、学童と放課後の間で連携というものがあって、協議がなされていて運営されているかと思います。学校、学童保育所、放課後子どもの担当者ということで、3者協議で運用されている。どこの学校も。

【森田委員】協議会が。

【前田委員長】協議会があって、現場ではそういうような連携が行われているということ。その上で、ここの場、これが小金井市における放課後子どもプランの運営委員会の、極端な話、一番上にいるところで、大まかなところを決めていかなければいけない、そういったところでは運営委員会、ここの場所になっておりますので御理解いただければと思います。学童の方、関係者が委員に入られること、そういったことも、今後また加味して検討していく余地があるかなと思います。鈴木委員、よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。

【森田委員】この件に関しては、一旦持ち帰りということで、各自御検討いただいて、また次回というのはいかがでしょうか。

【前田委員長】細かく見ていただいて、せっかく要綱を丁寧につけるので、細かいところも皆さんのお意見を頂戴したいと思いますので、1条から最後のところまで、実質11ですかね。

【前田委員長】第2項について、皆さんの御意見を頂戴したいと思います。外部委員の扱いについてです。

【森田委員】補足しますと、外部委員というのは、現行条例の（9）（10）ということになるかと思いますが、合っていますでしょうか。

【事務局】はい。

【森田委員】先ほど委員長から御説明がありましたけれども、例えば、公園にて実施するみたいなときに、環境政策課長がこの中に入っていらっしゃらないので、現状だとお話を伺うのはちょっと難しい、この場でお伺いするのは難しいけれども、2項を入れることによって、必要に応じてこちらでご意見等を頂けるというふうになっているという2項になります。

【前田委員長】ほかどうでしょうか。それに加えて、委員の任期を2年に延ばすという意見について。第4条ですかね。4条について、第3条1項第9号、規定する委員は公募によるもの、公募方法については別に定めるということについては、これでよろしいでしょうか。

任期の件ですね。

【菱戸委員】質問いいですか。

【前田委員長】菱戸委員、どうぞ。

【菱戸委員】PTAから、菱戸と申します。今まで任期は2年だったんですか。

【事務局】1年です。

【菱戸委員】毎年1年1年。

【事務局】はい。

【菱戸委員】「委員の任期は2年」とあったので、2年ではなかったということですか。

【前田委員長】要綱上では2年。PTAは2年という縛りをしていたのかもしれませんけれども、要綱上は1年です。

【菱戸委員】分かりました。ありがとうございます。

【川原委員】PTAの川原です。ほかの委員とともに、1年目って本当に参加して、いろんな資料を見たり、いろいろしていかないと分からぬこと很多あるので、ほかの委員とともに2年というところが多いので、こちらの問題に関しても、先ほど鈴木さんもおっしゃっていたように、全貌がよく見えれば、PTAとか子どもに関わっている人は分かる部分も多いのかもしれないですけれども、2年でいいと私は思いました。

以上です。

【森田副委員長】森田委員です。委員の任期2年というのはとてもいいと思うんですけれども、ちょっと協議できたらと思うのが、例えば、出向元の団体の任期が、鈴木委員のような、前任者の方が期中で変更といったときに、その方が2年たたずに、1年と

か1年半で交代されるということが起きると思うんですね。例えば、そういうことがないように、できれば任命されたときに、受けたときの出向元から2年、途中で替わられたとしても2年というふうに定義できるといいのかなと思ったんですけど、いかがでしょうか。

【事務局】事務局です。今、お話があった要綱上の職種の方がその職を辞められたときに引継ぎできるかといったところは、要綱の内容というか、制度上の話にもなりますので、一旦事務局で、それが可能かどうか、今、ご意見もあったと思うんですけれども、可能かどうかというところは検討させていただいて、そちらについてはまた次の会議のときにお示ししたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

【森田副委員長】ありがとうございます。

【前田委員長】ありがとうございます。それでは、議事2番、放課後子ども運営委員会設置要綱についての協議をこの段階で止めたいと思います。次回の第3回の会議でまた継続して審議していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。その間、要綱の頭から最後まで、皆さんの御意見があれば、また第3回のときに、もしくは、事前に生涯学習課のほうへまとめたものをお送りいただくことも構いませんので、そういった形で御対応いただけとありがたいと思います。実際にこういう委員会を行いますと、時間の限りがありますので、いきなりここで審議するよりも、事務局のほうに渡っていたほうが次回の審議に入りやすくなりますので、御協力をお願ひいたします。

【川原委員】これ、目標としては、この要綱の改定っていつぐらいを目標に置いているんですか。

【前田委員長】結果次第だとは思うんですが、年内、年度内にもんで、それでも決まらなければ継続審議になるかとは思いますが。腹積もりとしては、年度内に決着をつけて、来年度から運用を開始できればいいかなと思っています。実際にこの委員会で決めた後、それが最終的に了解を取る流れを、内部委員の方は御存じだと思うんですけれども、委員の方は御存じないと思うので、こちらで決まった要綱はどういう形で決裁を受けるかというと、市長部局、教育委員会の部局、関係部局に全て回覧で回ります。そのところで決裁を受け、そこで修正依頼が、その他いろいろそこでも発生する可能性があるので、こちらで決まってから最短でも1か月以上、2か月ぐらいの稟議がかかっている期間が生じるかと思います。

【川原委員】そうしたら、年内ぐらいにこの会議は結論を出していくというか、を出す……。

【前田委員長】ということも、そういうありきで進めたくありませんので、期限があるからそれに合わせるというような審議の進め方はしていきたくないと考えております。御了解いただければと思います。

【鈴木委員】ちょっと確認なんですが。

【前田委員長】どうぞ。

【鈴木委員】これが今年中に決まったとしたら、例えば青少年健全育成、今2人いるんですが、そのうちの1人はもう辞めるということですね。

【前田委員長】さようでございます。

【鈴木委員】そういうことですね。

【前田委員長】実際要綱の改正については、一度決めるとなかなかまた変えるというのが大変な作業になりますので、慎重に丁寧に進めていきたいと思っていますので、御理解いただければと思います。

(3) 安定した場所の確保について

【前田委員長】それでは、議事3の安定した場所の確保についてに入りたいと思います。

学童及び放課後子ども教室において、場所の確保が話題に上がっておりまます。具体的には、芝生養生中や雨天、運動会準備、授業、様々な理由で校庭、体育館が使用できないということが発生しております。これについて皆様にお伺いしたいのは、どういったところでどういった活動が可能かと、できるできないは別にして、例えばこんな場所があるんじゃないとか、そういったところを私どもで1回吸い上げて、これを次回委員会までに担当課と、これは可能か可能じゃないかと、そういったところの調整をして話を進めていきたいと思っていますので、例えば公園に移動する…。

どうぞ。

【川原委員】前々から結構いろんな場所で話題に上がっているんですけども、一小と南小地区に児童館がなくて、そこがもともと昔からすごい設置要件だったというふうに、天神前集会所を、昔からそこを児童館にしようという動きがずっとあるという話は何年か前から聞いていて、そういうところを利用するのはどうなのかなとちょっと思いました。

【事務局】事務局です。現時点では、例えば放課後子ども教室であったり学童であったり、学校施設外に入れるということは、保険の関係であったり、あと途中で帰りたい子をどうするかとか、そもそもそこまで行くのにどうするかといったような問題が幾つかあると認識しております、その辺りを一つずつ確認しながら潰していくたら、いずれというようなところでは考えているんですけども、現時点では、ここを使えたらいいねとかといったところが、今の段階で事務方としてはお示しができないといったところになります。

【川原委員】先ほど聖ヨハネをお借りするとかというのは、保険の問題がクリアになって、話が進んで。

【事務局】今、学童のお話ということでしょうか。

【川原委員】はい。

【事務局】学童につきましては、今、児童青少年課長が退室してしまったので、事実かというところは分からぬんですけども、基本的には民設民営の、学校外にある学童に通われるというところなので、例えば放課後子ども教室だと学校から移動してというよりは、民設民営学童に子どもたちが向かうといった形になるのかなというところで、なんですけれども、学童の、例えば、送り迎えはどうなっているのとかといったところの確認が取れてないので、詳しくは分からぬんですけども、放課後子ども教室の中でどこか出かける話とは少し違うのかなとは思っています。

【鈴木委員】質問です。放課後の話ですよね。

【事務局】はい。

【鈴木委員】ということは、放課後、学校は使えないんですか。

【鈴木委員】いや、今の質問で、天神前集会所が使えないかという質問に対して、放課後の学校は使えないんですかという質問。だから、もともとその学校……。

【森田委員】放課後子ども教室が使うことができないのか、天神前集会所をという意味ですか。

【鈴木委員】いやいや、天神前集会所という別の場所を探さないで、学校の校舎も空いているんだから、そこを使ったらどうですかという質問。

【内野庶務課長】庶務課長です。教育委員会の庶務課長です。学校の施設を管理している所管になりますので。今、小学校について、「空き教室」というお言葉でのお話があつたんですけども、学校を所管している課長としますと、空き教室は今小学校にはないという認識です。小学校、今、1クラスを35人学級にというような、1クラスの子どもの数を減らしていくという全国的な動きがあつて、小金井の児童の数から言うと、クラスが増えていくという状態になっています。今年度、ようやく6学年全部35人学級になりました。この間、普通教室の数が足りないということで、まず、学校として普通教室の整備をしなきゃいけない、教室を増やしていくかなきゃいけないという事情がありました。一方で、先ほどお話がありましたように、学童のほうは入所児童が増えている、学童の施設も足らないということで、学校側がその施設を、提供するという言葉になってしまいますが、出さなきゃいけないというところもありました。それを併せて、この数年間で学校の建物の中を整備してきたところで、「空き教室」という言葉が使われるのは、学校の中で本来は必要であろう会議室とかPTA会室とか、そういったところを少し我慢していただいて、そういうものに充ててきたという事情があるので、例えば、今御質問があった、児童館を天神集会所じゃなくて学校施設で使えないかということになると、つまり、児童館まで手が回るほどの施設の余裕は現状小学校にはないというのが庶務課長としての説明になろうかと思います。

【鈴木委員】いや、そういう質問をしているんじやなくて、放課後ですから教室は空いているわけですよね、空き教室じやなくて、本来の教室が。

【内野庶務課長】はい。

【鈴木委員】空いていたら、そこを使えるんじやないですかという質問をしています。

【内野庶務課長】そこには子どものものがあるので、個人情報の関係のセーフティーネットの張り方とかもありますし、例えば教室を学童に使ってもらう一つ取ってみても、放課後空いているから使えるんじやないかという簡単なことではなくて……。

【鈴木委員】それはちょっとした工夫で使えそうな気がしますけどね。

【内野庶務課長】ちょっとした工夫というのが、例えばカーテンだけ引けばいいのかって言われると、そうではないという御意見もあつたりするんですね。学童じやない方もいらっしゃいますから。いろんな方々の意見を全部、安全面とかも配慮していきますとありますし、あるいは授業が終わった後、先生方が次の授業の準備で学校の教室を使うという先生方の都合もあつたりするので、単純に物理的に空いているから使えるという、簡単ではないということは御理解をしていただかなきゃいけないかなと思います。

【鈴木委員】いや、だから、その辺は工夫をすればいい、検討すればいいという、そういうレベルだと思いますよ。

【内野庶務課長】それは御意見として承るしか、今、私の立場としては言いようがないところです。

【前田委員長】委員長ですが、実際どういう状況かというと、その中の空き教室、使える教室がないというところは、小学校の中ではかなり大きな問題になっていまして、実際に学童保育所って本来小学校にあるものなんですが、今私が関係している緑中学校の中に学童保育所の施設を開設して、そこで緑小学校の学童の児童を預かっているという状況になっているほど、空き教室、使える教室が存在しないというのも、これは補足になりますが、お伝えしておきます。学童でも足らない、放課後でももちろん足らないということで、今、それぞれの校区の実行委員の皆さんのが苦慮しながら、今日はこここの場所を使う、今日はここを使う、毎日日替わりで移動しているような状況で活動している状況でございます。というところの観点から、安定した場所についてという議題が上がっているという形になります。

【木本委員】すみません、東小学校なんですけれども、現状として、放課後は、個人情報がない低学年図書室を使っています、学童という形で。ただ、夏休みになると人数が増えてくるので、低学年図書室と同じ階にある特別支援教室を使っているんですが、そこを使う際は、掲示物だったり本を見えないようにしたり、個人のものは移し替えたりという形で行っています。日常的に、例えば、1年生が帰っちゃったら1年生の教室で学童が入ればいいかというと、そこは先ほどありましたように、個人情報だっ

たり先生方の授業準備だったり、あと、そこに管理、見ているというところがあつた
りするので、なかなか難しいかなと。使うとすると、公共性が高い図書室だったりとか、うち、図書室が2つあるんですが、両方の図書室を使ったりという形で対応かな
と思います。現状としてそんな、うち、学童が非常に多いので、通う児童が、そういう
形で対応しています。5時ぐらいまでは校庭だったりとかも使えるようになるんで
すが、5時以降は団体がどんどん入ってくるので、今、暗くなるのが早いので、もう
ちょっと早く使えなくなるんすけれども、という形です。

【前田委員長】ありがとうございます。

【鈴木委員】鈴木です。三鷹は今、学校の教室を3回使うという取組をしていまして、学
校が開いている時間帯は子どもたちが使うわけですね。そうすると、教室によっては、
その後学童として使う。今度、学童として使った後、さらに地域の人たちの集まりだ
とか、そういうような形で、公民館的な役割で、同じ教室を3回使うという仕組みが
あります。これ、どういうふうにして実現しているかというと、今ここでお話で出て
いた個人情報のあるものとか、子どもたちの置いていっているもの、このものを後ろ
の棚に入れて、ロッカーの扉のように鍵を閉めてしまう。そういうようなことをやっ
ていて、一般財源では三鷹市でもできなかつたので、東京都の補助金を使って、その
ような形で扉をつけて、3回使えるようにしていますという事例はあります。ですか
ら、今のお話だと、個人情報ですか学校に置かれているものが1つ障害になつてい
るようであれば、担当課の方でお調べいただいて、東京都のどの予算でやつたのかと
いうところでお調べいただいて、それが小金井市でも可能なのかどうかいうところを
1つ上げていただくと、検討課題にはなるんじゃないかなと思っているところです。

以上です。

【前田委員長】ありがとうございます。よろしいでしょうか。では、この議題についても
継続審議ということで進めていきたいと思います。

(4) 今後の議題について

【前田委員長】最後になりました、今後の議論についてですが、この議題については、こ
の委員会で、議題2、3、本日の2、3に関連する流れで今後話し合っていきたいと
いうことを皆さんのはうで、次回の委員会の前までに、こういった議題がいいのでは
ないかということを事務局のはうに御連絡いただければと思っています。また、それ
を受けて、委員長、副委員長、事務局、そういったところで優先順位を決めていきた
いと思います。今日、この場で決めるのは難しいかとは思いますので、メールなり、
そういう形で議題の提案をいただければと思います。よろしいでしょうか。

(5) その他

【前田委員長】それでは、その他となりました。何かお伝えしたいこと等ございますでしょうか。

【前田委員長】ちょっと前後してしまいましたが、今回の会議から参加されている委員の方がいらっしゃるそうで、一言だけ御挨拶をいただければと思います。

【鈴木委員】こんにちは。小金井市教育委員会社会教育委員の会議から参りました鈴木と申します。また、これから2年間、恐らくやることになると思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。中学3年生の娘がいます。今、南中に通っています。思春期真っただ中ですので、いろいろお察しいただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

【前田委員長】すみません、最後になっちゃいました。

【鈴木委員】とんでもないです。

3 閉 会

【前田委員長】以上で、第2回運営委員会を終わりたいと思います。よろしいでしょうか。
皆さん、ありがとうございました。

―― 了 ――